

特定非営利活動法人 Seasar ファウンデーション定款

| | |
|------------------|-------------------|
| 平成 17 年 6 月 20 日 | 制定 |
| 平成 17 年 7 月 16 日 | 設立総会 |
| 平成 17 年 8 月 03 日 | 内閣府指導により修正 |
| 平成 18 年 5 月 14 日 | 主たる事務所移転により修正 |
| 平成 19 年 5 月 27 日 | 社員総会にて目的と事業を変更 |
| 平成 19 年 7 月 25 日 | 5 月 27 日変更に関連して修正 |

第1章 総則

第1条 名称

この法人は、「特定非営利活動法人 Seasar ファウンデーション」という。

- 2 英文表記は「The Seasar Foundation」とする。

第2条 事務所

この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区渋谷 1 丁目 8 番 7 号に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府箕面市今宮 2 丁目 10 番 21 号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

情報システム構築の基盤となる各種のソフトウェアを誰でも自由に利用・改変・再配布できるオープンソースソフトウェアとして開発する、非営利団体への支援活動を通じて、情報処理システム技術ならびに産業の振興を計り、情報化社会の発展ならびに国際協力に資することを、この法人の目的とする。

第4条 特定非営利活動の種類

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動

第5条 事業

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) オープンソースソフトウェアに関わる各種活動を行う非営利団体への、法務・経理・総務・人事等、団体運営支援事業
- (2) オープンソースソフトウェアに関わる各種活動を行う非営利団体への、インターネットインフラ提供およびその運用支援事業
- (3) オープンソースソフトウェアに関わる各種活動を行う非営利団体への、広報・広告・イベント開催等、マーケティング支援事業

- (4) オープンソースソフトウェアに関する、セミナー開催や書籍発行等による技術情報の提供事業
 - (5) オープンソースソフトウェアに関する、個別サポートや技術者教育等による技術利用の促進事業
 - (6) 法人のブランド・キャラクターを利用したグッズ販売等の事業
- 2 この法人はその他の事業を行わない。

第3章 会員

第6条 種別

この法人の会員は次の2種とし、両会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 個人会員、この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 団体会員、この法人の目的に賛同して入会した団体。

第7条 入会

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 入会金及び会費

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 会員の資格の喪失

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 代表理事に退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 退会

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第11条 除名

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 抛出金品の不返還

既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 種別及び定数

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。必要に応じて専務理事を置くことができる。

第14条 選任等

役員は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条 職務

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、代表理事を補佐してこの法人の業務を総括する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 任期等

役員は、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 欠員補充

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 解任
役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条 報酬等
役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第20条 職員
この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

第21条 種別
この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第22条 構成
総会は、会員をもって構成する。

第23条 権能
総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(4) 事業報告及び収支決算
(5) 役員の選任又は解任、役員の職務及び報酬
(6) 入会金及び会費の額
(7) その他運営に関する重要事項

第24条 開催
通常総会は、毎事業年度に1回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 招集
総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

- 第26条 議長
総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
- 第27条 定足数
総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 第28条 議決
総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第29条 表決権等
総会における各会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 第30条 議事録
総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

- 第31条 構成
理事会は、理事をもって構成する。
- 第32条 権能
理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 第33条 開催
理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条 招集

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条 議長

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第36条 議決

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条 表決権等

理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条 議事録

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条 資産の構成

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

- 第40条 資産の区分
この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産1種のみとする。
- 第41条 資産の管理
この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。
- 第42条 会計の原則
この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
- 第43条 会計の区分
この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計1種のみとする。
- 第44条 事業年度
この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第45条 事業計画及び予算
この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度毎に代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。
- 第46条 暫定予算
前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 第47条 予備費
予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
- 第48条 予算の追加及び更正
予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
- 第49条 事業報告及び決算
この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 第50条 臨機の措置
予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

- 第51条 定款の変更
この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ

ばならない。

第52条 解散

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条 残余財産の帰属

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、国庫に帰属されるものとする。

第54条 合併

この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条 公告の方法

この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲載して行うとともに、官報に掲載して行うものとする。

第10章 事務局

第56条 事務局の設置

この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

第57条 職員の任免

事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

第58条 組織及び運営

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第11章 雑則

第59条 細則

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
- | | |
|------|-------|
| 代表理事 | 栗原 傑享 |
| 理事 | 比嘉 康雄 |
| 理事 | 羽生 章洋 |
| 監事 | 宮原 徹 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2007 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2006 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 団体会員 | 年会費1口 50,000 円(1口以上) |
| (2) 個人会員 | 年会費1口 1,000 円(1口以上) |

以上

この定款の写しは、当法人のものに相違ありません。

特定非営利活動法人 Seasar ファウンデーション

代表理事 栗原 傑享 印